資料３

（仮称）『安城市市民参加条例』の構成（案）

総則

（前文）

＜総則＞

１　条例の目的

２　定義

３　基本原則

役割と責務

４　市民の責務

５　市の責務

参加の保障

６　市民参加の対象

７　市民参加の方法

８　意見や結果の取扱い

９　公表及び広聴の方法等

10　実施状況や予定の公表

参加手続き

11　審議会等

12　パブリックコメント

13　意見交換会（ワークショップ等）・説明会等

14　市民政策提案手続

15　その他の市民参加手続

雑則

16　推進・評価機関の設置

17　条例の見直し

＜雑則・附則＞

18　委任・経過措置等

19　その他